

議 案

議案第 1 号

平成 28 年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

法第 14 条第 3 項の規定による捕獲禁止等の一部解除

法第 12 条第 2 項の規定による捕獲禁止及び制限

同条第 3 項の規定による狩猟の事前承認

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

平成28年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

1 内 容

別紙「平成28年度におけるニホンジカの狩猟（案）について」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項（県による捕獲等の禁止及び制限）、第3項（狩猟の事前承認）、第14条第3項（国の規制の解除）

3 期 間

平成28年11月15日から平成29年2月15日まで

4 理 由

本県では、第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を千葉県環境審議会等を経て平成27年度に策定したところであり、同計画の中で、「狩猟を効果的かつ安全に機能させるため、網猟・わな猟は県全域で解禁（国の規制解除）、銃猟は入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で解禁（国の規制解除）し、できるだけ捕獲数の総量規制が可能となる措置を講ずる。狩猟の規制内容は、毎年度の実施状況を踏まえて検討する。」となっている。

このため、別紙記載事項により、制限を加えた上で狩猟を実施することとしたい。

5 昨年度との変更点

なし

(別紙)

平成28年度におけるニホンジカの狩猟(案)について

1 内容

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に基づき、銃猟については入猟者承認制度を採用し、捕獲数についても必要な規制を加える。

期間：平成28年11月15日から平成29年2月15日まで				
網猟・わな猟		銃猟		
・当該狩猟者登録のみで狩猟できる ・1人狩猟期間中40頭まで	・当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟できない ・1人狩猟期間中20頭まで	市 町 村 名	承認限度 チーム数	承認限度人数 (1チーム8～ 20名とする)
		市 原 市	2	16～40名
		勝 浦 市	3	24～60名
		大 多 喜 町	5	40～100名
		御 宿 町	1	8～20名
		鴨 川 市	5	40～100名
		鋸 南 町	2	16～40名
		君 津 市	7	56～140名
		富 津 市	5	40～100名
		南 房 総 市	1	8～20名
		上 記 以 外 の 地 域	0	0名
		合 計	31	248～620名

※ 昨年度との変更点
なし

2 安全対策

安全対策の徹底を図るため県の主催する講習会の受講を義務付け、未受講者は承認しないこととする。

また、承認候補チームの講習受講者が8名に満たない場合、当該チームは承認しないこととする。

議案第2号

笠森鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項により、笠森鳥獣保護区特別保護地区（面積：34ヘクタール 存続期間：平成28年11月1日から平成38年10月31日まで）を指定する。

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

笠森鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

1 内 容

別紙「笠森鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項
(特別保護地区の指定)

3 期 間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 理 由

当地区は、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域と認められることから、特別保護地区として指定している。

指定期間が平成28年10月31日で終了となるため、新たに平成28年11月1日から10年間の特別保護地区指定を計画したものである。

笠森鳥獣保護区特別保護地区 指定計画書（案）

1 保護に関する指針案

（１）鳥獣保護区特別保護地区の名称

笠森鳥獣保護区特別保護地区

（２）鳥獣保護区特別保護地区の区域

次の地番に設置する標柱によって囲まれた区域

標柱第一号を起点とし、同所から山裾を西へ進み標柱第二号に至り、同所から長生郡長柄町大字大庭八六五番一と同町大字大庭八五五番との境界線に沿って北へ進み標柱第三号に至り、同所から山裾を東へ進み標柱第四号に至り、同所から同町大字大庭八四六番の境界線に沿って北東へ進み標柱第五号に至り、同所から遊歩道を北西へ進み遊歩道との接点にある標柱第六号に至り、同所から地番界に沿って北東へ進み標柱第七号に至り、同所から山裾に沿って西へ進み、更に東へ進み、更に南西へ進み、更に北東へ進み標柱第八号に至り、同所から山裾に沿って南へ進み、更に南西へ進み、更に北東へ進み、更に南へ進み、更に北西へ進み、更に南東へ進み標柱第九号に至り、同所から山裾に沿って南へ進み、更に北へ進み、更に南東へ進み、更に北西へ進み標柱第十号に至り、同所から地番界に沿って東へ進み赤道との接点である標柱第十一号に至り、同所から地番界に沿って東へ進み標柱第十二号に至り、同所から山裾に沿って南西へ進み、更に北へ進み、更に南西へ進み、更に北へ進み、更に北東へ進み、更に南へ進み、更に北へ進み標柱第十三号に至り、同所から地番界に沿って南へ進み長生郡長柄町と長生郡長南町との境界線を横断し標柱第十四号に至り、同所から山裾に沿って北西へ進み、更に北東へ進み、更に西へ進み標柱第十五号に至り、同所から山裾に沿って東へ進み標柱第十六号に至り、同所から地番界に沿って南へ進み標柱第十七号に至り、同所から山裾に沿って西へ進み、更に北西へ進み、更に南東へ進み、更に南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

標柱第一号 長生郡長南町大字笠森三〇五番一

標柱第二号 長生郡長柄町大字大庭八六五番一

標柱第三号 長生郡長柄町大字大庭八五五番

標柱第四号 長生郡長柄町大字大庭八四六番

標柱第五号 長生郡長柄町大字大庭四五五番

標柱第六号 長生郡長柄町大字大庭四八〇番

標柱第七号 長生郡長柄町大字大庭四九三番

- 標柱第八号 長生郡長柄町大字大庭四六七番
- 標柱第九号 長生郡長柄町大字大庭四五二番
- 標柱第十号 長生郡長柄町大字大庭四三二番二
- 標柱第十一号 長生郡長柄町大字大庭四二二番
- 標柱第十二号 長生郡長柄町大字大庭四二一番
- 標柱第十三号 長生郡長柄町大字大庭四一〇番
- 標柱第十四号 長生郡長南町大字笠森五六番
- 標柱第十五号 長生郡長南町大字笠森二〇九番一
- 標柱第十六号 長生郡長南町大字笠森六七番
- 標柱第十七号 長生郡長南町大字笠森一七五番

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで(10年間)

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的(管理方針を含む)

(指定目的)

当該地区は、長生郡長柄町と長生郡長南町との町境に位置し、数多くの谷津田が入り込んでおり、地区内は県立笠森鶴舞自然公園に指定され、特に笠森寺周辺の森林は「笠森寺自然林」として国指定の天然記念物となっている。

当該地区を特別保護地区に指定することにより、当該地区に生息する多種多様な鳥獣及び豊かな自然が残されている生息地の保護を図る。

(保護管理方針)

地区内及び周辺において野生鳥獣の密猟取締りや狩猟者への指導、監視等を定期的実施することにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 34ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	34ha
農耕地	—ha
水 面	—ha
その他	—ha

イ 所有者別内訳		
国 有 地	— ha	
地方公共団体有地	— ha	
千葉県有地	— ha	
私有地等	3 4 ha	
公有水面	— ha	
ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域		
自然環境保全法による地域	— ha	
自然公園法による地域	3 4 ha	
笠森舞鶴県立自然公園（特別地域）	3 4 ha	
文化財保護法による地域	8 ha	（笠森寺自然林 83, 090 m ² ）
森林法による地域	1 1 ha	
風致保安林	1 1 ha	
干害防備保安林	4 ha	

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

- ア 特別保護地区の位置 当該地は千葉県中央部に位置し、長生郡長柄町南西部及び長生郡長南町北西部からなり、周囲には国指定天然記念物である「笠森寺自然林」がある。
- イ 地形、地質等 標高100m前後で、数多くの谷津田が存在する。範囲は東西幅約1km、南北約1kmのほぼ円形。地質は万田野砂礫層。
- ウ 植物相の概要 高木層はスダジイを主体とし、アカガシ、アラカシからなり、さらにサカキ、アラカシが混在している。低木層にはネズミモチ、ヒサカキ、イズセンリョウなどが繁茂し、林床にはシダ植物が豊富で、コバノカナワラビ、ホソバカナワラビ、ヘラシダなどの群落が多く見られる。（出典：千葉県教育庁ホームページ笠森寺自然林より）
- エ 動物相の概要 鳥類はホトトギスをはじめとし62種が確認され、獣類はイノシシをはじめとし7種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

鳥類 29科 62種

科名	種名
キジ	ヤマドリ キジ
カモ	オシドリ マガモ カルガモ
カイツブリ	カイツブリ
ハト	キジバト
ウ	カワウ
サギ	アオサギ ダイサギ チュウサギ
クイナ	クイナ
カッコウ	ホトトギス
シギ	ヤマシギ アオシギ タシギ クサシギ イソシギ
タカ	ハチクマ トビ サシバ ノスリ
フクロウ	フクロウ
カワセミ	カワセミ
キツツキ	コゲラ
モズ	モズ
カラス	カケス ハシボソガラス ハシブトガラス

科名	種名
シジュウカラ	ヤマガラ シジュウカラ
ツバメ	ツバメ
ヒヨドリ	○ヒヨドリ
ウグイス	○ウグイス ヤブサメ
エナガ	エナガ
ムシクイ	センダイムシクイ
メジロ	○メジロ
ヨシキリ	オオヨシキリ
ムクドリ	ムクドリ
ヒタキ	マミジロ シロハラ アカハラ ツグミ ルリビタキ ジョウビタキ キビタキ オオルリ
スズメ	スズメ
セキレイ	キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ビンズイ タヒバリ
アトリ	カワラヒワ ウソ シメ イカル

科名	種名
ホオジロ	○ホオジロ カシラダカ アオジ クロジ

獣類 7科 7種

科名	種名
モグラ	アズマモグラ
コウモリ	種名不明 (小型コウモリ)
リス	ニホンリス
アライグマ	アライグマ
イタチ	イタチ
イノシシ	イノシシ
シカ	キョン

注) ○ … 一般的に見られる鳥獣

アンダーライン … 希少鳥獣、種の保存法または天然記念物に指定されている鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

- ・平成25年度 有害鳥獣捕獲許可件数 7件
加害鳥獣 イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、
キョン
被害作物 稲、いも類、豆類、果樹、野菜、
- ・平成26年度 有害鳥獣捕獲許可件数 8件
加害鳥獣 イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、
キョン
被害作物 稲、いも類、豆類、果樹、野菜、
特用林産物

- ・平成27年度 有害鳥獣捕獲許可件数 8件
 加害鳥獣 イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、
 キョン
 被害作物 稲、いも類、豆類、特用林産物

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
 損失補償請求の見込みなし。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

ア	特別保護地区用制札	10本
イ	案内板	0基
ウ	給水器	0基
エ	給餌器	0基
オ	巣箱	0個
カ	その他	なし